

ルール
習志野市 学校の新しい生活様式

～緊急事態宣言適用期間～

令和3年8月26日版～学校の行動基準レベル3～

◎一人ひとりの基本的感染対策（全員）

- 令和3年9月12日までの間は、学校行事（修学旅行を含む）は、原則として実施しない。
- 令和3年9月12日までの間は、部活動は、原則として実施しない。ただし、9月に開催される公式大会（県大会等の上位大会を控えるもの）に参加する部活動に限り、大会2週間前の平日に90分以内の練習を可能とする。
- 児童生徒・教職員等は、原則マスクを着用して生活をする。
- マスクを一時的に外す場面は、運動時と飲食時とする。ただし、熱中症への対応を優先し、周囲と十分距離が取れる場合（2m以上）や暑さ指数（WBGT）が高い日はマスクを一時的に外すことも可能とする。ただし、その場合も大声での会話等は控える。
- 登校時及び部活動開始前に、健康観察（発熱及び何らかの症状の有無の確認）を実施するとともに、普段と体調が少しでも異なる場合には自宅で休養することを徹底する。
※同居している方が体調不良の時は、登校及び部活動参加は控える。
- 教室等の換気については、気候上可能な限り常時行う。それが難しい場合は、30分に1回以上、数分間窓を全開する等して行う。その際、空気の流れを作るため対角2方向の窓やドアを同時に開ける。

警戒を強め、これまでの感染症対策を徹底強化します！

- 3密（密集・密接・密閉）の回避！ ～休み時間も児童生徒同士での集まりを控える～
- マスクの適切な着用と手洗いの徹底！ ～口や鼻をしっかり覆い、こまめに手洗いをする～
- 健康観察の徹底！ ～登校前、部活動前に必ず実施する～

★学習活動

- グループ学習、班での話し合い及びペアワーク等の活動は極力控え、実施する場合は、ICTを活用するなど、感染防止対策を徹底する。
- 運動時にはマスクの着用を必要としないが、用具の準備や片付け等、運動を行っていない時には可能な限りマスクを着用する。なお、マスクをつけていても実施可能な呼気の激しくならない運動を推奨する。
- 全員で一斉に声を出す音読や群読などは行わない。
- 教材・教具などを共用する場合は、使用前後の手洗いや手指の消毒等を徹底する。また、1日1回程度、消毒を行う。
- 「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」は行わない。
 - ・近距離で活動する実験・観察・調理実習
 - ・合唱・リコーダー・鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏
 - ・組み合ったり接触したりする運動、密集する運動

★家庭との連携

- 児童・生徒及び同居している方が、新型コロナウイルス感染症に感染した、濃厚接触者に特定された、体調不良によりPCR検査を受ける場合は、速やかに学校へ連絡し、登校及び部活動等への参加は控える。

★来校者との面会・個人面談

- 外部からの来校者に対し、玄関等での検温を実施し、来校者カード等に記入する。来校者カードは1カ月間保管し、その後シュレッダーを使い破棄する。また、予定されている面談等を除いて、原則校内への立ち入りや教育活動等への参加は見合わせる。

□地域や保護者、業者などへの連絡・相談は、できるだけ電話やメール、文書やFAXを活用する。

★部活動

□原則活動停止だが、活動を再開する場合においては、運動不足や体力低下が懸念されることから、準備運動や運動強度を調節するなどけがの防止に十分に留意する。

□更衣室等の共用エリアは、短時間の利用とし、会話を制限し、一斉に使用することは避ける。

□原則保護者等の観戦、及び外部指導者による対面での直接指導は実施しない。

附 則

この生活様式（ルール）は、令和2年5月27日に交付し、6月1日から施行する。

この生活様式（ルール）は、令和2年6月1日に改訂し、施行する。

（教職員同士の生活様式を改訂）

この生活様式（ルール）は、令和2年7月1日に改訂し、施行する。

（主に清掃活動・熱中症予防について改訂）

この生活様式（ルール）は、令和2年7月27日に改訂し、施行する。

（習志野版あたらしいルールの策定に伴い改訂）

この生活様式（ルール）は、令和2年9月7日に改訂し、施行する。

（文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」・千葉県教育委員会「新型コロナウイルス感染症学校における感染対策ガイドライン」の変更による改訂）

この生活様式（ルール）は、令和2年12月7日に改訂し、施行する。

（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」の追記による改訂）

この生活様式（ルール）は、令和3年1月21日に改訂し、施行する。

（令和3年1月7日の緊急事態宣言の発出による改訂）

この生活様式（ルール）は、令和3年4月2日に改訂し、施行する。

（令和3年3月21日の緊急事態宣言の解除による改訂）

この生活様式（ルール）は、令和3年5月24日に改訂し、施行する。

（文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」・千葉県教育委員会「新型コロナウイルス感染症学校における感染対策ガイドライン」の変更による改訂）

この生活様式（ルール）は、令和3年7月1日に改訂し、施行する。

（文部科学省「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」）

この生活様式（ルール）は、令和3年7月30日に改訂し、施行する。

（千葉県教育委員会「緊急事態宣言の発令に伴う感染防止対策の徹底及び児童生徒等の教育活動等の機会の確保について」）

この生活様式（ルール）は、令和3年8月26日に改訂し、施行する。

（千葉県教育委員会「小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」）